

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日)
当たるの日

き、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十
五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。
昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石破二朗

指定期月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十三年一月十日	星野医院	鳥取市田島字 大星向上的切 九〇の二	外科、整形外科、胃腸科、脳 皮膚泌尿科、小兒科	星野信敏

鳥取県告示第六十一号

鳥取県身体障害者更生指導所規程(昭和二十八年九月鳥取県規則第五十
六号)第十条の規定により、昭和四十三年度鳥取県立身体障害者更生指導
所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石破二朗

一 入所期日 昭和四十三年四月上旬

二 募集人員 機能回復訓練生

七名

職業訓練生 十八名

鳥取県告示第六十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に
より、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関
及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭
和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十三年一月三十日

告 示

鳥取県告示第六十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づく

鳥取県知事

石破

二

朗

◇正誤 昭和四十三年一月十九日付鳥取県公報登載の公安委員会
告示中訂正

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
町営土地改良事業計画の認可
土地の立入り

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一
部改正

昭和四十三年一月十九日付鳥取県公報登載の公安委員会

名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者氏名	指 定 年 月 日	採用点
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五二一	小谷薬品株式会社	星野 信敏	昭和四十年一月四日	数表点
星野 医院	大星向田島字上ノ切	外科、整形外科、神経科	"	小谷薬品株式会社締役社長	
ヤスダ内科医院	二丁目四二〇湯所町の三	眼科、皮膚科、泌尿科	星野 信敏	小谷薬品株式会社大二	
		胃腸科	"		
		内科、小兒科	安田 稔		
			"		
			"		
			乙表点		

鳥取県告示第六十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十四号

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	營業所の所在地
米振第二二七号	昭四三、一、	田中 清	ホテル食堂清八	米子市末広町二二の一	米子市末広町二二

鳥取県告示第六十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

則同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十六号

昭和四十二年七月二十四日付けで江府町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めめたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年一月三十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 江府町役場

登録番号	登録年月日	氏 名	名称又は屋号	住 所	營業所の所在地
米振第二二八号	昭四三、一、	石賀常一	米子センター	米子市加茂町二丁目一六	米子市角盤町一丁目四

別表を次のように改める。

別表

東京都 鹿児島県 福島県 大分県 和歌山県 熊本県 奈良県 静岡県 栃木県 宮城県 兵庫県 大阪府 広島県 岡山県 三重県 富山県 神奈川県 愛媛県 高知県 山口県 滋賀県

鳥取県知事 石 破 二 朗

二

二

00697

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十二条第一項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りを行なうので、同法同条第二項ただし書の規定により告示する。

昭和四十三年一月三十日

鳥取県知事

石

二

朗

一 事業の名称 米子都市計画米子駅前通り土地区画整理事業

二 施行者

米子市

に掲げる事業の調査事務受託者 鳥取県

三 立入りの目的 土地区画整理事業施行準備の基礎調査（家屋調査）のため

四 立ち入ろうとする土地の区域 米子市明治町、万能町、日野町、久米

町、加茂町二丁目、東町、茶町、塩町及び末広町

五 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年二月五日から昭和四十三年三月三十日まで

正 誤

昭和四十三年一月十九日付鳥取県公報登載の公安委員会告示（昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号の一部改正について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤

八 下 終わり 鳥取県公安委員会 鳥取県公安委員会 告示第三号

昭和四十三年一月十九日付鳥取県公報登載の公安委員会告示（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤

九 上 四 鳥取県公安委員会 鳥取県公安委員会 告示第四号 告示第五号

正